

児童発達支援 事業所による自己評価結果（公表）

公表： 2019年3月31日

事業所名： こらいず たかす

		チェック項目	はい	いいえ	現状や工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容・改善目標
環境・ 体制 整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	<input type="radio"/>		同じ時間帯に2~3人のお子さんしかいないので、比較的ゆとりのあるスペースと判断しています。	
	2	職員の配置数は適切であるか	<input type="radio"/>		常勤4人、非常勤1人で運営しており、おむね適切と判断しています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	<input type="radio"/>		事業所内の段差には可動式のスロープを設置できるようにし、車いす利用者にも対応できるようにしています。滑り止めの対応も実施しています。	構造化や視覚的支援あるいは必要な視覚刺激の除去の対策をとっていますが、引き続き検討します
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	<input type="radio"/>		衛生面を考慮し、簡易な清掃は毎日、床の水拭きは週に1回実施するようにして清潔を保つよう努めています。子どもの活動空間は、運動するスペースと机上活動を中心とした個別の支援室を分けて目的別の活動ができるようにしています。	
業務 改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか	<input type="radio"/>		直接支援はもちろん、関連した業務についても、結果と改善を心掛けるようにしています。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	<input type="radio"/>		保護者様のご意見を伺って、業務改善に努めていきます。	避難訓練や感染防止マニュアルなどの周知や報告が不十分とのご指摘が多かったので、改善してまいります。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	<input type="radio"/>		今年度中にそれぞれの結果をまとめ、ホームページに公開するほか、利用保護者に対して紙面で通知します。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか		<input type="radio"/>	外部評価を依頼する相手先がないため実施していません。	
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	<input type="radio"/>		できるだけ日常的にOJT（支援実施中の指導）を行うようにしているほか、市内の研修会や施設見学に参加しています。また、管理者が外部の研修会等で講演した内容を職員に伝達しています。	日常的な業務指導のほか、職員キャリアパスに則って研修機会を確保します。

適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○	行動観察や保護者からの聞き取りのほか、発達指標や感覚特性、社会適応力を把握するための標準化された検査を用いて課題を分析し計画を立てるようにしています。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○	発達指標：「乳幼児発達スケール」 感覚処理能力：「日本版感覚プロファイル」 視覚認知力：「WAVES」 社会適応性：「旭出式社会適応スキル検査」 他	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○	当事業所での発達支援は、本人に対する支援はもちろん、保護者様に対して子どもの成長や発達に関する疑問や悩みにお答えすることに力を入れています。 また、できるだけ学校、幼稚園の先生や保育園の保育士さんと連携していくようにしています。	「家族支援」、「地域支援」に関しては、できるだけ多くのお子さんについても支援できる体制を作っていこうと思います。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○	「本人支援」はもちろん、来所された保護者様に対して、お子さんの変化点、課題、今後の見通しをお伝えし、保護者様の疑問に答える機会を設けるようにしています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○	担当者が立案した計画を職員で確認して作成するようにしています。	ディスカッションが十分とは言えないため、今後工夫が必要です。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○	開設して間もないので固定化という設問はそぐわないですが、そうならないよう注意していきます。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○	個別支援を事業所の特徴として運営しているため、集団活動の支援提供は限定的になっています。	今後も個別支援を中心としつつ、対人関係スキルなど、人とのやりとり経験が必要なお子さんについては小集団活動を検討します。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○	始業前のスタッフミーティングで実施しています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○	支援内容や子どもの様子は随時職員間で共有するようにしていますが、終業時間ぎりぎりまで利用するお子さんがいるため、その場合は翌日の始業前のスタッフミーティングで行うようにしています。	より効率よく情報共有できるようにします。
19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○	お子さんごとの個別カルテを整備し、支援内容、実施結果、反応等について記載し、次回以降の支援に反映させるようにしています。		

	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○		6か月ごとのモニタリングを行い、前回との変化点を確認しています。必要な子どもについては、発達検査を再検査し、客観的に評価しています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○		担当者会議には、所長または児童発達管理責任者が出席しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○		鷹栖町健康福祉課や教育委員会に声をかけていただき、保育園支援や町事業のコオディネーショントレーニング事業に参画しながら連携させていただいています。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	—	—		
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	—	—		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		できるだけ関係機関との連携を図るよう努め、半数程度の子どもについては、所属する保育園等の担当職員と文書または面談等で連絡をとっています。	関係機関との連絡が取れていないお子さんもいるので、今後の課題とします。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		今春、小学校、中学校に進学する、あるいは転校する子どもについては、保護者の依頼・同意があれば、文書等で事業所の支援について連絡しています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○		障害者支援センター「きたのまち」の担当職員やスクールコーディネーターの先生と連携する機会を得ました。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	○		町立保育園、放課後児童クラブの職員とは面識があり、行事・イベントなどに参加させていただいています。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	○		鷹栖町コオディネーショントレーニング実践研究会役員に推薦いただき、会議等に参加しています。	

	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	○	自主通園している保護者には、できるだけ療育場面を見ていただき、発達状況や課題について説明しています。来所する機会の少ない保護者に対しても利用料支払いで来所された際にできるだけ話す機会を設けています。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っているか	○	ペアトレのような継続的で体系化されたプログラムは実施できていませんが、ペアトレの基本理論である行動療法の観点から子どもの行動の理解や対応方法を保護者に説明するようにしています。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○	利用開始、契約の際には説明を行い、いつでも見られるように応接スペースに掲示しています。	わかりにくい内容もあるので、必要の都度説明していきます。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○	利用開始時とモニタリング時、または保育所等訪問支援など計画を見直した時に、新たな計画の説明をし同意とサインを頂いています。	自主通園以外の保護者様には、十分に説明する時間がないこともあるので、機会を確保する等努めます。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○	お子さんの認知・行動特性や親の心理を理解して接し、説明することができるよう心掛けています。	普段、来所されない保護者様に対しても機会を見つけて説明します。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	○	ペアレントメンターのような親同士の情報交換の機会は重要と思いますが、そのような機会は設定できておりません。	今後、必要性が高まれば検討します。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	○	できる限り迅速に対応できるようにしています。苦情については、直接職員に言いにくいことを踏まえ、第三者委員を委嘱して相談できるようにしています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○	概ね月1回程度、定期的に発行できるようにしていきます。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意しているか	○	職員への周知徹底、個人記録保管庫の施錠など、注意を払っています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○	お子さんの認知・行動特性や親の心理を理解して接し、説明することができるよう心掛けています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか	○	地域住民に対する交流事業はしていますが、町議会議員、民生委員など鷹栖町内の関係団体の見学などは受け入れています。	個人情報の観点から、いつでも誰でもとはなりません。スポーツ少年団の会合など、依頼があれば場所を提供していきます。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○	感染対策として、子どもには来所時の手洗いを励行し、利用者が使用する教材、おもちゃ、ドアノブなどの除菌消毒は毎日実施しています。	保護者様への周知が不十分とのご指摘がありますので、会報等でお知らせするようにします。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○	今年度、地震想定での避難訓練を1回実施しました。また、鷹栖町消防局によるASD研修にも参加しました。	避難訓練を実施します。 町の非常災害の研修に参加します。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか	○	契約時にご提出頂いているフェイスシート、その後の面談等で確認しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○	食物アレルギーの有無については利用開始時に確認するようにしています。医師の指示書があるお子さんはいません。	おやつや飲み物を提供することがあるので、アレルギーのあるお子さんについては注意していきます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○	ヒヤリハット事例については、できるだけ報告するよう職員に徹底し、事故発生防止に向けて検討するようにしています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○	虐待防止自体を目的にした研修は実施していません。 発達障がい児への虐待は、大人が子どもの発達特性や発達段階の遅れを理解できず、適切に対応できないことが大きな起因と考えています。	職員に対してこれらの知識、ノウハウを教育していくことで、虐待を未然に防いでいくようにしていきます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○	該当利用者がいないため、実施していません。	